

不利益処分基準（公表用）

所管部（局）・課（室）健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法			法令の番号	平成9年法律第123号		
不利益処分の種類	介護老人保健施設の使用制限			根拠条項	第101条		
処 分 基 準	<p style="margin: 0;">（1）介護老人保健施設が介護保険法（平成9年法律第123号）第97条第1項に規定する施設を有しなくなったとき</p> <p style="margin: 0;">（2）介護老人保健施設が介護保険法（平成9年法律第123号）第97条第3項に規定する介護老人保健施設の設備並びに運営に関する基準（設備に関する部分に限る。）に適合しなくなったとき</p> <p style="margin: 0;">（3）介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第40号）</p> <p style="margin: 0;">（4）介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について （平成12年3月17日 老企第44号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</p>						
対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	長寿社会課	交付 機関	長寿社会課	目次 NO	8